

平成29年第7回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年7月14日（金） 午後3時
- 2 場 所 秋芳ロイヤルホテル秋芳館
- 3 出席委員
- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 議長 山本 正二 | 1 番 永富 典雄 | 2 番 野村 久幸 |
| 3 番 藤井 英雄 | 4 番 野尻 涉 | 5 番 |
| 6 番 安部 好恵 | 7 番 馬屋原 眞一 | 8 番 安富 法明 |
| 9 番 三好 堯 | 10 番 俵 薫 | 11 番 平嶋 康秀 |
| 12 番 三好 睦子 | | 14 番 田口 幸雄 |
| 15 番 松原 正晴 | 16 番 石田 健治郎 | |
| 18 番 井上 道雄 | | 20 番 阿座上 五六 |
| 21 番 原田 一馬 | 22 番 | 23 番 井町 哲 |
| 24 番 鮎川 幸彦 | 25 番 篠田 巧 | 26 番 岸 英法 |
| 27 番 三戸 勲 | 28 番 山中 佳子 | 29 番 中野 修 |
| 30 番 藤岡 和文 | 31 番 野村 孝 | 32 番 吉村 徹 |
| 33 番 井上 兼夫 | 34 番 伊藤 新司 | 35 番 伊藤 太一 |
| 36 番 桑原 正彦 | 37 番 山本 正二 | |
- 4 欠席委員
- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1 番 永富 典雄 | 13 番 大野 龍男 | 17 番 中島 紘一 |
| 19 番 田中 剛二 | | |
- 5 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主査 篠田 淳也 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後3時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>私の方から皆さんに一言、報告を兼ねてお話をしたいと思います。今回の九州の集中豪雨による災害で皆さんの積立金の中より各千円、現金というより被災農業委員会の農業委員さん達の活動のお茶代等に使ってほしいということで朝倉市の農業委員会の方に出资をさせていただいております。本総会後に、お金を徴収するとか支援物資を集めるとかというのは時間もありませんので先にやらさせていただきました。事後承諾になりますけれども最初にお詫びと報告をしておきます。それでは只今より平成29年第7回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は35名中、31名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、本日の欠席委員は1番 永富委員、13番 大野委員、17番 中島委員、19番 田中委員の4名でございます。続きまして美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思います。よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。33番 井上委員、35番 伊藤委員。よろしくお願いたします。このメンバーでの最後の総会となりますけれども、また後で懇親会がありますのでそちらの方で挨拶をすることにしまして議事を進めていきたいと思っております。</p> <p>議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。番号1から4を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。譲受人が現在、両親が住んでいる借家を取得すると同時に隣接する畑地を取得することになり自家野菜を栽培し畑地として管理するものです。この件は、ごく小面積の農地およそ1,000㎡未満の農地で住宅敷地に付随しているような土地については住宅敷地と同時に売買される場合に限り農地法上の許可を受ける必要がないという農林水産省の通達に該当しますが所有権移転登記の際に農業委員会の許可証が法務局で必要ということでこの場で審議を求めます。</p> <p>2件目。高齢で耕作管理が困難な譲渡人が息子である譲受人に生前贈与するものでございます。許可要件について説明いたします。第1号の全部効率利用要件についてですが現在の耕作地について耕作管理が認められます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数はこれを満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件には該当しません。第7号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の</p>

	<p>通り許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。耕作管理が困難な譲渡人が申請地の近くを耕作する譲受人に対し農地を売り渡すものです。許可要件について説明いたします。第1号の全部効率利用要件についてですが現在の耕作地について耕作管理が認められます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人と家族の農作業を行う日数はこれを満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件には該当しません。第7号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。譲渡人である農林振興公社が申請地周辺を耕作管理し経営規模拡大の意思がある譲受人に対し農地売買等事業を実施するものでございます。許可要件について説明いたします。第1号の全部効率利用要件についてですが現在の耕作地について耕作管理が認められます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人と家族の農作業を行う日数はこれを満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件には該当しません。第7号の周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上の通り許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。現地調査をされました永富委員が欠席でございますので職務代理をお願いいたします。</p>
桑原委員	<p>1番ですが先程、事務局から説明がありました通りで問題ないと思います。2番ですが親子でありまして、これを行うことによつての外部の影響は全くございませんので問題ないと思います。3番ですが前回の現地調査の時に出了たようすけれど全部耕作の要件を満たしていなかったために今回、再提出ということで現地調査をしまして全部耕作の要件を満たしたということで問題ないと思います。4番ですが譲受人の経営される農地が、一部ハウスが建ててある農地に全部ハウスが建っていないと一部残っている状態でした。総会までにはきちんと管理をしておくという条件付きで今日私が確認をしまして、きちんと管理されておりましたので問題ないと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>

	<p>きましては農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請人は●●●に本店を置き化学製品の製造販売を行う法人でございます。申請地は●●●●●から北東に500mの位置にある都市計画法に基づく用途区域が定められた第3種農地です。現在の事務所の来客者用駐車場の駐車台数が不足しているため申請地を取得し来客者駐車場として設置されるものでございます。この案件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
桑原委員	<p>36番、桑原です。1番ですが先程の3条の件に付随したものであります。譲渡人が無断転用されておったということで始末書が提出されております。場所につきましても周りに与える影響は全く心配ありません。2番ですが駐車場にしても全く周りに与える影響はないということで問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明等ございましたらお願いいたします。</p>
野村(久)委員	<p>2番、野村です。1番ですが別段、問題ありません。</p>
阿座上委員	<p>20番、阿座上です。2番ですが6月に現況証明ということで出されましたが実際は間違っておりまして会長の方から指導がありまして今回5条で提出がありました。問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。2番につきまして元々ここにはお店がありました。家が実際には建っておりましたが解体されまして綺麗に整地がしてありまして現況証明では認めるわけにはいかないの、きちんと5条で出して下さい。別段5条で出されたからといって問題があるわけではありませぬので、きちんと出して下さいということで指導をした次第でございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。</p> <p>続きまして議事順位第3 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>昨年、畑地を拡大するため田に山の土で造成を行う計画で畑地造成の申請をされましたが当初、予定していた業者の都合により施行業者を変更せざるを得なくなり新しい業者を選定するのに時間がかかったとのことでございます。尚、着工までにもうしばらく時間がかかるということで、その間は申請者と申請者の家族で管理をされるということでございます。平成29年12月15日まで延長の申請を出されております。こちらにつきましては事業目的の変更等なく期間延長のみの変更でございますので現地調査は行っておりません。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。場所は地図を見てもらったら分かりますが国道●●●●●から●●の方に入る入口の左側の農地でございます。担当地区でございますので、いつになるのだろうかとはしてはしておりましたが今回、申請が出ました。早くやられるように次に行った時には草刈り等についても指導をしておきたいと思っております。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思っております。議案第3号につきまして原案に対し当番委員の報告、協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り承認いたします。</p> <p>続きまして議事順位第4 議案第4号 農地法に基づく別段面積の見直しについて議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>平成21年12月施行の改正農地法により農業委員会が別段面積を設定して公示した時は、その別段面積として設定できるようになりました。それで農業委員会の適正な事務実施についてということで、この下限面積について毎年、利用状況等の結果に基づき総会で設定または修正を審議するようになっております。資料1に農地法第3条第2項第5号に別段面積ということで書いてあり</p>

	<p>ます。そして農業委員会の適正な事務実施についてということで下限面積の周知及び公表ということで下限面積を設定した場合には別段面積を設定した理由として、設定しなければこの理由を市町村のホームページ等により周知することとなっております。そして毎年、別段面積の設定、修正を決定いたしましてホームページへ公表するようになります。参考としまして平成29年4月1日付で県内の状況を記入しております。大半は農地法第17条第1項で設定している農業委員会さんが多いですが美祢市は第1項ではなく第2項で設定しております。第2項というのは後で説明いたしますが農地法施行規則の別段の面積の基準ということで第17条第1項、第2項に分かれております。第1項を利用して下限面積を下げないということにしております。この理由は農地パトロールした結果、農林業センサスを基に設定しなさいということです。農林業センサスの総数のおおむね百分の四十を下らないようにということで設定しております。資料2の2015年度の農林業センサスを見ていただきまして②に所になります美祢市全体として農家数が2,229。旧美祢で1,033、旧美東地区で544、旧秋芳地区で652あります。それで百分の四十を下らないようにということで40%の農家数を記入しております。2015年度の農林業センサスの2,229の40%の数字が892ということでございまして、これを下らないように設定したわけでございます。それに基づいて計算いたしますと美祢市全体であれば50アール未満までの方が868になり結果として第1項を利用いたしますと全体的に考えますと下げられないということになります。よって第2項を利用いたしまして下げたわけでございます。第2項というのが新規就農を促進するために適当と認められる面積、また現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要があり農地が相当程度存在するというのでやっております。その結果、28年度の農地パトロールによって遊休農地を11ヘクタール解消いたしましたデータの下落等により農家の意欲が衰退し、それに追い打ちをかけるように有害鳥獣の被害により離農する農家がたくさんいると予想されますので遊休化がますます深刻な状態であると考えております。それで最終的に下限面積を下げなければ、まだまだ荒廃化が進むので下限面積を10アールと設定しておりますが10アールからの変更は行わないという事務局の案といたしまして今日提出いたしました。状況ですが昨年一年間で3条申請によって7件、17筆ございまして15,968ヘクタールが、この第17条第2項の下限面積を利用いたしまして新たに3条によって取得された方がいらっしゃいました。引き続き今日の総会において、この下限面積10アールからは変更しないということで提案させていただきました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は協議結果を附して市長へ送付いたします。</p> <p>続きまして議事順位第6 議案第6号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回は全体で28筆でございます。全体面積45,693.61㎡、貸し手が9名、受け手が6名でございます。内訳につきましては4、5ページになります。受け手が全て認定農業者でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、全て効率的に利用することが認められ、また常時従事することが認められるということをご報告いたします。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) 委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第6号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第6号は原案の通り決定いたします。</p> <p>続きまして議事順位第7 議案第7号 美祢市農地利用状況調査員設置要綱の変更について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回、変更する内容は第4条の調査員の数でございます。当初は平成22年の7月に総会で決定いたしました。今回、農業委員の改選により、また農地利用最適化推進委員というものが出来ましたので調査員の人数が農業委員19人と推進委員25人を合わせた44人ということで考えております。そして欠員があつたらいけませんので以内ということにさせていただきました。この要綱は平成29年7月20日から施行するというように考えております。以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。次の農業委員会の選出方法も変わりましたが農業委員の定数も変わり、そして新しい制度が出来まして人数が変わってくるので調査員の人数も変えるということござ</p>

委員	<p>います。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第7号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。賛成、多数。よって議案第7号は原案の通り決定いたします。これより報告事項に入りたいと思います。議事順位第8 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について議題といたします。番号1、2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>ほぼ同一箇所でございますので一括して説明させていただきます。</p> <p>1件目、2件目。申請地は●●●●●●●●●●から南東に1,2km の位置でございます。南側を走ります県道から農地へ進入するための通作道の設置でございます。農道、水路に関しましては転用届に関する面積の上限がございませんので、このような申請になっております。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
桑原委員	<p>36番、桑原です。1番、2番ですが田に入るための作業道でございまして、これによつての影響は全くございませんので問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明等ございましたらお願いいたします。</p>
篠田委員	<p>25番、篠田です。1番、2番ともに耕作上、必要でありますので問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。私の方から地主さんの方をお願いをしておきましたので、そのことについてご報告いたします。●●さんの家に入られる道路として使用されるのであれば5条で出して下さいと。全く利用しないのであれば今回の届出でいいですよというふうなことをお尋ねしました。そしたら、こちらの出入口は川の側に道路があつて、そちらから出入をされますので、この道を</p>

	<p>通って家の進入路としては利用しないということでございました。補足で説明をしておきます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言もございませんので報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第9 報告第2号 農地転用現況証明について議題といたします。番号1、2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆でございます。昭和63年に転用許可が出ておりまして、その転用許可の内容に基づきまして集会所を建設されましたが長年、地目変更登記が行われていなかったものでございます。現在も集会所の用地となっております。</p> <p>2件目。申請が1筆でございます。平成元年に住宅を建てられた際、埋め立てて庭にし宅地として一体利用されておる状況でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
桑原委員	<p>36番、桑原です。1番につきましては特に問題はありません。2番につきましても問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より何か補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
中野委員	<p>説明があった通りです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんよりご意見ございませんか。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>

議長	特に発言もないようでございますので報告第2号を終わらせていただきます。
	続きまして議事順位第10 報告第3号 美祢市農地利用最適化推進委員の選考結果について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 全地区あわせまして定員が25名に対しまして25名の応募、推薦がありました。推薦につきましては10名、応募につきましては15名でございました。また6月30日に選考委員会を開催いたしまして推薦された方と応募された方の選考を行いました。7月14日、本日に第7回総会で選考の結果を報告いたしまして推進委員に委嘱するものとして選出する予定でございます。また今後の予定となりますが7月20日の総会で推進委員の委嘱の承認をいただくようになります。承認がいただければ7月27日に農業委員会から農地利用最適化推進委員の委嘱を行う予定でございます。以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。選考委員会の報告をお願いいたします。
野村(久)委員	応募、推薦で25名がありました。7名で厳格に選考しました結果、適格であろうということで全員、賛成いたしましたのでご報告申し上げます。
議長	ありがとうございます。以上の通り報告がありましたが委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので報告第3号を終わらせていただきます。
	続きまして議事順位第11 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。

	<p>今回、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●から提出がありました。事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査いたしましたところ適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより報告につきまして何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>特に発言もないようでございますので報告第4号を終わらせていただきます。 続きまして、その他の項に移りたいと思います。農業相談日につきましては予約がございましたのでありません。先月の総会で市の方へ申し入れを行うということで執行部のほうにお任せいただいて申し入れを火曜日に行おうと思います。その文書を先程お配りいたしました。分かっていただけということでございましたので、このような形で市長の方へ申し入れをいたします。報告をしておきます。委員の皆さんより何かございましたらお願いいたします。</p>
阿座上委員	<p>私自身の考えでは農業委員の認知度が低いのではないのかなと感じています。現地調査をしますけれど地元の委員を通り越してやられているのではないのかなと思いました。地元の農業委員さんが認知されない、知らないということが起きるのではないかなと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。この中にも次に農業委員会に残る人間もおりますので今の意見を参考にして次の農業委員会でもスムーズに手続きが進むようにということで参考にさせていただこうと思います。</p>
阿座上委員	<p>一番最初の取りかかりにつきましては地元の農業委員さんがおられますので、そういうのを書かれていかれたらなと私は思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。阿座上さんの意見ですが実は県で会長会議がありまして、その中で一番最後に私がどうしたらいいのだろうかということで聞きましたら、やっぱり同じような悩みを持っておられます。次の農業委員会の農業委員さんにつきましては地区を決めない。次へ引き渡すのに農業委員さんがいらっしやらない所が2つあります。それで他の農業委員会の会長に聞いたところによると、それで困っているという農業委員会もございますし中には現農業委員が自分達の地域から絶対に一人だしておかない</p>

	<p>ということで申し合わせをして一人ずつ確実に出したという農業委員会もございました。そのような県下の色々な意見も参考にしながら次の農業委員会については色々な不便なことがあるかと思いますが法律で決められておりますので、やってどうなんだろうというのが事務局と私達の意見でございました。次の改選の時には、そのへんもかなり考慮してやっていかないといけないという感じしております。これについても新しい農業委員会で今後の課題として申し送りをしていこうとは思っております。</p>
<p>桑原委員</p>	<p>36番、桑原です。事務局へお願いがありますがよろしいでしょうか。現地調査で歩いて回りましたが場所が全く把握出来ないという分からなという状況が多々あると思います。まして新しくなる方が分からないと思います。旧美祢、旧美東、旧秋芳ということで、どこかに図面をつけてもらって場所を○で囲んでもらったりしてもらえると場所がよく分かっていいのではないかなという気がします。いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今の桑原委員さんの要望につきましては次回からでも対応していきたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>桑原委員が言われるのは旧美祢市の地図に1番の案件はここ、2番の案件はここというふうの一つの地図の中に番号でも分かるようにしてほしいと。豊田前から急に西厚保に行ったら一体どこにいるのかと思われる方もいらっしゃると思います。次からは何らかの形で考えないといけないなと思っておりました。事務局お手数ですがお願いいたします。他にございませんか。それでは事務局より事務連絡、今後の日程についてお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>私から3点ほどご説明いたします。1点目ですが退任される委員さんのみになりますが山口県農業会議、全国農業会議所の連名により農業委員会活動に対するお礼と農業新聞の継続購読についてのお願いということで文書がきておりますので、ご退任される委員さん引き続き農業新聞の購読をお願いいたします。2点目ですが美東総合支所の分室のことについてですが、また精査いたしまして会長の方が提出していただけるものと思っておりますのでよろしくお願いいたします。3点目ですが活動記録簿の提出ということでお願いをしております。任期がもう少しありますが整理がついた方は提出していただきたいと思っております。以上、私の方からの説明を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>互例。</p> <p>午後4時18分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成29年7月14日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

